教員養成段階における日本語教育の取組

-地域の特性との関連-

服部明子*·上田仁**·伊藤晴苗***·林朝子*

Efforts to Teach about Japanese Language Education at the Teacher Training Stage
—Relationship with Regional Characteristics—

HATTORI Akiko, UEDA Jin, ITO Haruna and HAYASHI Asako

要旨

In the school education system, there is an increasing number of foreign schoolchildren needing of Japanese language instruction. According to an investigation by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, it was reported that despite there being 33,470 foreign schoolchildren who are in need of Japanese language instruction today— which is approximately 50% higher than the figure seen ten years ago—around 20% of these children are not able to receive Japanese language instruction, supplementary lessons for subjects, or any other form of special instruction. It has also been indicated that in public schools, the system for accepting and instructing foreign schoolchildren differs according to the situation in each region, and that the maintenance of this system varies in terms of content and stages, depending on the local government.

This paper highlights the characteristics of different regions and demonstrates how subjects related to the education of such foreign schoolchildren are being taught at universities that have teacher-training courses. To this end, the paper clarifies the relationship between regional characteristics and the efforts made by teacher-training universities, which are factors that lead to the implementation of classes.

キーワード: 教員養成、日本語教育、集住地域、散在地域、外国人児童生徒

1. はじめに

学校教育の現場では、日本語指導を必要とする外国人児童生徒等¹⁾が増加している。平成 30 年 12 月には、「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号)が改正され、平成 31 年 4 月から、新たに「特定技能」の在留資格が設けられた。「特定技能」の在留資格を持つ外国人の中には、将来的に家族を伴って日本に長期滞在するケースも想定されており、今後、日本語指導を必要とする外国人児童生徒等数がさらに増加することも予想される。平成 30 年 12 月には、外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定され、それに伴い、文部科学省が取りまとめた「外国人の受入れ・

共生のための教育推進検討チーム報告(令和元年6月)」において、重点的に取り組む施策として外国人児童生徒等の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等が示された。

こうした近年の動向以前より、文部科学省は、「日本語指導が必要な児童生徒の教育の改善充実に資する」ため、全国の公立小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象に、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の調査を平成3年度から実施している(「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」、以下、日本語指導調査)。最新の平成30年度調査では、外国籍・日本国籍を合わせ、日本語指導を必要とする児童生徒数は5万人超であった。これは、約10年前の平成20年度調査(33,470

^{*}三重大学教育学部

^{**}愛知県庁

^{***}三重大学国際交流センター

人) より約1.5倍の増加である。

しかし、このうち 2 割程度は、日本語の指導や教科 の補習等といった、特別な指導が受けられていないこ とが報告されている。

文部科学省による各種施策の整備が進められているが、公立学校における外国人児童生徒等の受入れ・指導体制は、各地域の状況によって行われていることもあり、各地方公共団体によっては、整備の内容・段階はさまざまである。特に外国人集住地域・散在地域による差がみられることが指摘されている。文部科学省が令和2年に示した外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議(以下、「有識者会議」)の報告では、散在地域における指導体制の構築の在り方について「文部科学省において、教員養成課程を置く大学や教育委員会、学校の協力を得て実践的な研究を実施し、モデル的な取組を全国に普及する。研究成果の普及のため、全国的なフォーラム等を開催し、地域間の情報共有を図る」といった今後の方針が述べられた。

そこで、本稿では、教員養成課程を設置する大学と 日本語指導が必要な児童生徒の教育に関する科目の実施状況と地域の特徴の関連を示す。授業実施に至る一要因に地域の特性があると予想し、教員養成を担う大学の取組がどのように関わっているのかを明らかにする。以上を研究課題とし、全国の教員養成課程大学を対象に行った質問紙調査のデータとウェブ上で収集した地域ごとの外国人人口等のデータを連結させ、新たな分析を行う。

2. 文部科学省における施策

2.1 日本語指導に関する施策

文部科学省が実施してきた施策には、おもに次の 5 点が挙げられている (有識者会議 2020)。①小学校および中学校において日本語指導を正規の教育課程である「特別の教育課程」として編成・実施できるようにするための学校教育法の改正 (平成 26 年 4 月 1 日より施行)、②日本語指導のための教員定数を加配定数ではなく、計画的に基礎定数化することを目的とした、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和 33 年法律第 116 号)の改正 (平成 29 年 4 月 1 日より施行)、③日本語指導補助者や母語支援員の配置等、④指導体制構築等に対する補助事業、⑤外国人児童生徒への受け入れ・指導に関する研修等の実施や資料の充実である。

主な取組を挙げると、2017~2019 年度にかけては、 文部科学省「公益社団法人日本語教育学会委託・外国 人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプロ グラム開発事業(以下、モデルプログラム)」が行われ、 外国人児童生徒等への日本語指導を行うため教員養成 課程等で活用可能なプログラムの開発がなされた。

令和元年5月から令和2年3月にかけては、前述の 通り、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者 会議」が設置され、同年3月に報告および提言がまと められた。今後進められる取組のうち、本稿と関連す る指摘は、おもに次の2点である。第一は、「教員養成 課程を置く大学において、教師を目指す全ての学生に 対し、外国人児童生徒等の教育に関する基礎的な内容 を学ぶことのできる機会が提供されることが望ましい (p.13)」こと、第二は、「地域の関係機関との連携」と して、「文部科学省においては、教育委員会・学校と関 係機関が連携し、指導体制の構築が進められるよう、 引き続き補助事業を実施し、その活用を促進する。特 に、教員養成を行う大学等との連携は重要であり、例 えば、教育委員会・学校における外国人児童生徒等の 指導体制の構築に対する助言や共同研究、大学と教育 委員会が連携した研修の企画立案など、様々な取組が 期待される (p.9)」ことである。

令和2年度および3年度は、「増加する外国人児童生徒等の教育の充実を図る」という目的のもと、「教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実を目的として」教育アドバイザー派遣が実施され、外国人児童生徒等の教育を専門とする大学教員や学校教員がアドバイザーとして、各自治体・大学等へ派遣され、助言が行われた。

令和3年度に入り、「高等学校における日本語指導の 在り方に関する検討会議」が開催され、10月には「高 等学校等における日本語指導の制度化及び充実方策」 がまとめられた。注目すべき大きな動きは、高等学校 においても生徒の日本語の能力等に応じた個別の指導 を行う必要があるという現状を踏まえ、「特別の教育課 程」を編成・実施する制度の導入が明示されたことで ある。これにより、小・中・高すべてにおいて、日本語 指導を必要とする児童生徒が「特別の教育課程」とし て日本語学習が可能となった。

2.2 教員養成段階で求められる教育

教育職員免許法では、学校教育制度の教員免許状の 取得は、まず教員免許課程として認定を受けた一般学 部あるいは特定学部の教員養成学部のいずれかで所要 の単位を満たし、その後、都道府県教育委員会に申請、 授与される必要がある。教員免許状は学校種別に区分 されており、種別により免許状も異なる。

平成 29 年告示学習指導要領には「未来社会を切り拓くための資質・能力」を育む教育が謳われ、新たな教育課題に対する内容を大学等での教員養成段階で身に付けることが望ましいと示された。新たな教育課題の一つには外国人児童生徒等への教育が挙げられている。

3. 先行研究

3.1 外国人住民の居住傾向と地域特性

「地域に居住する外国人の人口規模・構成」の特徴 については、「外国人集住地域(以下、集住)」「外国人 散在地域(以下、散在)」等の表現が散見される。

「集住」は、平成17年(2005年度)国勢調査および他の先行研究(宮崎2008,中川他2015,佐々木2018)において「総人口に占める外国人人口の割合が、1.5%以上」と定義されており、数値的な基準が明確である。

一方、「散在」については、浜田・松本(2017)が「集住でない地域については「分散」「点在」「散在」などその呼び方さえ定まっていない」と指摘しているように、数値基準は明確に確定されていない。「散在」の基準が示された研究には、中川他(2015)が挙げられる。中川他(2015)は「人口比から見た場合には、人口に占める在留外国人の割合が1%未満であることを一つの目安」とし、人口密度の観点から「広範なエリアにわたって居住し、散在している点が特徴」である地域を「外国人散在地域」としている。しかし、一般化されたものではなく、散在の定義については今後も検討が必要であろう。

おける指導体制の構築の在り方が議論された。金南 (2019)は、子どもたちを取り巻く教育環境について、「地域に居住する外国人の人口規模・構成や、地域の歴史・政治的背景、労働市場の特徴、行政施策の整備状況 (p.110)」などの地域的文脈によって大きく左右されると述べている。また、外国人非集住地域については、学校教員が子どものニーズを把握することが困難であり、その背景には教員個人ではなく、「教育資源の不足や支援体制の不備、とりわけ教員たちが教員養成課程や研修を通じて移民の子供の教育について学ぶ機会が

前述の通り、「有識者会議」の報告では、散在地域に

以上より、現在、日本語指導が必要な児童生徒への 教育に関しては、地域的特性による影響があることが 広く認識されているといえる。

十分に整備されていないという構造的問題がある

3.2 教員養成課程における実態と課題

(p.112)」と指摘している。

学校現場での外国人児童生徒等が増加するにつれ、 教員養成課程での授業科目に関連する内容を加える等、 各大学で取組が行われている。各大学の取り組みの実態を調査した中で最も大規模な調査は、2.1に挙げたモデルプログラム開発に関する調査である。通信課程及び二種免許のみを除く、教員養成課程の認定を受けた 665校(大学612校,教職大学院53校)に質問紙調査による各行の実態調査が行われた。浜田他(2020)は、外国人児童生徒等に関する内容を教職課程で授業科目とし て扱う意義に「多様な児童生徒を包摂し公正な教育の 実現を担うという『教職』の特性の理解につながる可 能性がある」ことを挙げている。その一方で、課題とし て、実際の教職課程においては、カリキュラム上の位 置づけが不十分であること、時間的な余裕の不足、地 域との連携が困難であることなどから、一部で扱われ るに留まっていることが指摘されている。

中村他(2018)は、教員養成系の学部を有する各大学 の日本語指導教育に関する取組状況の詳細を明らかに するため、全国46の国立の教員養成系大学・学部を対 象に、2016年度に開講され、web公開されているシラバ スを調査した。その結果、7割の大学で授業が開講され ているが3割の大学では関連授業が開講されていない ことが示され、全体的な整備はまだ十分ではなく、先 進的な大学も少ないことが報告された。また、「調査し たすべての授業において、その日本語指導の内容は、 言語学としての扱いと、生活環境、人権等、外国人児童 生徒が日本の学校で学ぶ際の諸問題を扱っている場合 と、その双方に留まっている。つまり、言語を学ぶこと と、教科教育とが完全に分断されており、教科指導の 際に必要な日本語指導や支援などに踏み込んだ授業展 開は、本調査においては該当するものがなかった(p.37-38)」と指摘した。

4. 研究方法

本稿では、教員養成課程における実施状況と地域の特徴の関連を検証する。全国の教員養成課程大学²⁾を対象とし、教員養成課程を設置する大学と日本語指導が必要な児童生徒の教育に関する科目の実施状況に関する質問紙調査の結果をまとめた既存のデータ(三重大学2020)から一部を抜粋し(4.1 および4.2.1、4.2.2に該当)、そこに新たに収集した地域ごとの外国人人口等による居住傾向データ(4.2.3 に該当)を連結させ、分析を行う。

4.1 調査の概要

2019 年 12 月~2020 年 3 月に全国の大学に質問紙と返信用のレターパックを同封し郵送法による質問紙調査を実施した。

調査対象とした大学は、文科省(2019)「平成31年4月1日現在の教員免許状を取得できる大学(文部科学省)」の普通免許状(一種免許状)が取得できる大学のうち、「教育」、「子ども(こども)」、「指導」、「児童」、「発達」、「保育」「教職」をキーワードとして大学名、学科名、専攻名のいずれかに該当する大学と、「日本教育大学協会」に所属する大学を加えた348校である。回答者が、日本語指導が必要な外国人児童生徒に関する授業を主で担当している者になるように依頼した。

4.2 データ

4.2.1 居住傾向に関する質問

大学が地域の外国人の児童生徒等の居住傾向をどの程度把握しているかを調べるために、地域の外国人児童生徒等の居住傾向を尋ねることにした。ただし、大学側が認識する「地域」とは多義的であり、大学のアドミッションポリシーや教育理念によってどの程度地域に根ざしているか、また、大学が所在する周辺に他大学が密集しているか、そうでないかによっても、「地域」の範囲が異なることが考えられる。そこで、「大学所在地域周辺および地域(近隣市町村)における外国人児童生徒等の居住傾向」と提示し、各大学に地域の範囲をゆだねる方法とした。大学が所在する地域の外国人の居住形態について、集住、散在、集住・散在、その他のいずれに該当するかを尋ねた。

4.2.2 授業の実施の有無

外国人児童生徒等の教育に関する授業が開講されているかを調査するために、大学で開講されている授業について尋ねた。なお、本稿で分析対象とする 4.2.1、4.2.2 の他にも、質問紙調査票には複数の質問項目の記載があるが、それらは、本稿の分析には含めないため、省略する。

4.2.3 外国人児童生徒の人口比

大学所在地の各自治体等のホームページで、外国人 児童生徒数のデータを概観した。その結果、実際に居 住している外国人児童生徒の人数について、すべての 自治体において最新のデータが公表・把握されている わけではなかった。そこで、本稿では、外国人児童生徒 の数ではなく、全国で統一した指標を使うために、外 国人人口を用いることとし、各都道府県のホームペー ジで公開されている各都道府県に居住する外国人人口 のデータを使用した。しかし、都道府県ごとに外国人 人口の値は大きく異なり、都市では地方よりも人口が 集中しているため、外国人人口も多くなる傾向にある と思われた。そのため、都市と地方の人口の差の影響 を抑えるために、それぞれの都道府県ごとの都道府県 人口のデータ(総務省, 2015)を用いて、都道府県人口 10万人あたりの外国人人口(以下、外国人人口)を算 出したデータを用いた。

4.3 分析方法

分析には、清水 (2016) の HAD16.101 を使用した。 倫理的配慮として、研究の目的および個人情報の取り 扱いとデータの匿名性についての説明を質問紙のフェ イスシート欄に記載し配慮した。

5. 結果

返却があった大学で、回答がなかったものを除き最終有効回答数は、151 校(回収率 43%)だった。その中で、国公立は 46 校、私立は 105 校であった。

5.1 居住傾向への認識

外国人児童生徒等の居住傾向について、集住と回答した大学が 6 校、散在が 86 校、集住・散在が 32 校、その他(把握していない、無記入)が 27 校であった。その他と回答したデータを除外し、居住傾向の回答に偏りがあるかを確認するために一様性の検定を行った。その結果、有意な偏りがみられた($\chi^2(2)=80.58,p$ <<.001)。つまり、集住、散在、集住・散在の回答数は均一だとは言えない結果であった。回答数を見ると、散在だと答えた大学が半数以上であった。

5.2 外国人人口との関連

大学が回答した居住傾向と実際の外国人人口とにどのような関連があるかを検討していく。外国人人口の 基礎統計については図1に記載する。

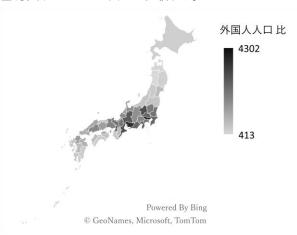


図1 都道府県別外国人人口(人口10万人当たり)

まず、外国人人口について、居住傾向と学校種による二要因分散分析を実施した(表 1)。その結果、有意な交互作用は見られなかった $(F(2,118)=0.165,p=.848, \eta^2=.003)$ 。

次に主効果に着目すると、学校種(F(1,118) = 2.948, p=.089, η ²=.024)では有意な影響がみられた。Holm 法 5%有意水準による多重比較の結果、国公立よりも私立の外国人人口が有意に高いことが示された。

さらに、居住傾向について、集住および散在地域と 回答した大学の外国人人口との関連を調べた。4.2.1 でも示したが、集住・散在地域とは、集住地域と散在 地域が混在している地域である。この回答を選択した

表 1 外国人児童生徒等の居住傾向と学校種による外国人人口の2要因分散分析

	集住	散在	集住・散在	居住傾向の主効果	学校種の主効果	交互作用
国公立	2466.129	1787.285	2286.789			
	(191.524)	(1249.251)	(1001.803)	2.122	2.948 [†]	0.165
私立	3348.885	2401.818	2671.094	2.132	2.948	0.165
	(775.468)	(1155.720)	(1029.999)			

上段平均值、下段標準偏差

†p < .10

該当大学は、集住地域と散在地域のどちらの性質をもっていると考えられる。そのため、集住、散在、集住・散在による外国人人口の一要因分散分析だと、外国人人口の値の差が小さくなり、有意差がみられにくいと考えられる。そこで、居住傾向により明確に有意差があると予想される集住地域と散在地域で外国人人口のt検定を行った。その結果、集住地域は散在地域よりも有意に外国人人口が高い結果であった(t(6.889) = 2.391,p=.049,d=0.674)。以上をまとめた結果は、表1の通りである。

5.3 居住傾向と同一県内の大学間の比較

先述の表 2 の結果であるが、外国人人口について、集住・散在をも含めた居住傾向 (F(2,118)=2.132,p=.123, $\eta^2=.035)$ では、有意な影響はみられなかった。そこで、集住地域と回答した大学に着目すると、集住地域と回答していた大学は、東京都や愛知県等、外国人人口が比較的多い都道府県に所在していた。都県ごとの回答については、表 2 に記載した。

表 2 都県の居住傾向についての回答

	集住	散在	集住・散在	計
愛知県	1	5	3	9
茨城県	1	0	0	1
岐阜県	1	3	0	4
埼玉県	1	1	0	2
静岡県	1	1	1	3
東京都	1	13	4	18

さらに地域について詳細に検討をするため、集住だと回答した大学が所在する都県に着目し、一例として愛知県を取り上げることにした。愛知県は全国で2番目に外国人人口、外国人人口が高い県である(総務省,2020)。愛知県内の大学の回答では、集住が1校、散在

が 5 校、集住・散在が 3 校だった。同じ県内でも、大学によって外国人児童生徒の居住傾向の捉え方が異なっていることが明らかになった。他の県や都に関しても同一県・都内でも大学の居住傾向の回答が異なっていた。

5.4 学校種と居住傾向の関連

次に、外国人児童生徒等の教育に関する授業の実施 状況について検討していく。学校種および居住傾向と 授業実施の記述統計については表3に記述した。

まず初めに学校種と授業の実施有無の χ^2 検定を行った。その結果、有意な偏り(χ^2 (1) = 12.649,p < .001)がみられた。さらに残差分析を行ったところ、国公立では授業を実施している大学が授業を実施していない大学よりも有意に多く、反対に私立では授業を実施していない大学のほうが有意に多い結果であった。また、居住傾向についても同様に授業の実施の有無との χ^2 検定を行った。その結果、有意な偏り(χ^2 (2) = 8.058, p = .018)がみられた。残差分析の結果から、集住地域では授業の実施の有無に有意差はみられなかった。散在地域では授業を実施してない大学が実施している大学よりも有意に多く、集住・散在地域では授業を実施していない大学よりも有意に多い結果であった。

6. 考察

本稿では、教員養成課程を設置する大学における日本語指導が必要な児童生徒の教育に関する科目の実施 状況及び地域の特徴の関連について検討を行った。

まず、5.1 で述べたように、地域の特徴については、 大学が認識している近隣に住む外国人児童生徒の居住 傾向は、散在の回答が半数以上であり、次に集住・散

表 3 外国人児童生徒等の教育に関する授業の実施の有無

		学校種			外国人児童生徒の居住傾向			
		国公立	私立		集住	散在	集住・散在	
授業実施	無	11	58		1	48	10	
	有	35	47		5	38	22	

在、集住の回答であった。また、5.2 で集住だと回答した大学が所在する都県に着目すると、居住傾向の回答には同一の都県の中でも異なることが明らかになった。これより、大学によって外国人児童生徒の居住傾向には捉え方が異なるのではないかと考えられる。

次に、5.3では、大学の外国人児童生徒の認知している居住傾向と、実際の都道府県ごとの外国人人口のデータを照らし合わせた。その結果、集住、集住・散在、散在で外国人人口に有意差はみられなかったが、居住傾向に明確な有意差が考えられる集住地域と散在地域では有意差がみられた。近年の外国人児童生徒の増加傾向を踏まえると、半数以上の大学が近隣に外国人児童生徒が散在していると認知しているということは、実際の人口変動と大学の認知が十分に適合しているとはいえないことが示唆される結果であった。

さらに、5.4 で外国人児童生徒等の居住傾向の捉え方が授業の実施とどのような関連を持つかを検討した。その結果、集住地域では有意な結果はみられなかったものの、集住地域だと回答した大学が6校のうち5校が外国人児童生徒に関する授業を実施していた。また、散在地域では実施している大学が実施していない大学よりも有意に少なく、集住・散在地域では授業を実施している大学が有意に多かった。これらのことから、外国人児童生徒の居住傾向への認知が授業の実施の有無と関連があることが示唆された。

以上を踏まえると、日本語教育関連授業の充実が求められている現在、取組を行っている大学の背景には、まずは各大学がそれぞれの地域の特性(居住傾向)を知っていることが実施に至る要因の一つであったと考えられる。地域の特性は、さまざまな面から捉えることができるだろう。しかし、本稿で分析を行った、最も基本的だと思われる居住傾向についての認知すら、全体的には、十分ではないという結果であった。大学に求められる役割には、自治体や教育委員会との連携、学校での日本語指導の充実などに関連させた取組の実施が挙げられるが、それらを実行していく前段階において、地域の特性と課題をどの程度、明確に把握・共有できているかを確認することが重要だと考えられる。

7. 今後の課題

今後は、より精度の高い実態把握を行うことが必要である。そのためには、本調査の限界である、次の2点について検討したい。

第一点目は、大学が認知している外国人児童生徒等の居住傾向と実際の外国人人口の関連についての検討である。本調査では、大学の地域における外国人児童生徒等の居住傾向を尋ねたが、外国人児童生徒等の居住傾向を近隣という形であいまいにし、大学に回答を

委ねており、4.2 でも述べた通り、各大学がどの範囲までを「近隣地域」だと捉えるかは不明瞭である。野澤(2016)の全国の大学調査によると、地域連携の活動の中心を、国公立は各都道府県内だと考えている一方で、私立は大学が所在する市町村内、近隣の市町村内だと回答していた。今後、大学が考える「地域」を明らかにした上で、実際の外国人人口との関連を市区町村の外国人人口数や外国人児童生徒数等の他の指標を用いて、検討する必要がある。

第二点目は、本調査では外国籍の居住者のみを対象とした点である。「日本語指導を必要とする外国人児童生徒等」には、日本国籍の児童生徒も含まれるが、本調査では、利用可能なデータに限界があり、日本国籍で日本語指導を必要とする児童生徒は対象とすることができなかった。実際の指導を考える上では欠かせないため、今後の課題としたい。

本研究に関する課題に限らず、外国人受け入れの一環として、より具体的な施策および教育を行う上では、今後、国の行政機関が中心となり、大規模調査によるデータ収集から網羅的に実態が把握されること、またその統計データの整備がなされることが期待される。

注

- 1) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に 関する調査」に従う。「日本語指導が必要な児童生徒」とは、 「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」および日常 会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動へ の参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」 と定義されており、外国籍の児童と日本国籍の児童のデータ が公表されている。本稿では「外国人児童生徒等」は日本語 指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童生徒」とする。また、 「外国人」「外国人児童」は外国籍のみを対象とする。
- 2) 本稿では、教員免許課程としての認定を受けた一般学部の 教職課程および教員養成学部における教員養成課程を指す。 また、本稿における「大学」とは、これらの大学を指す。

引用・参考文献

- ・金南咲季 (2019)「地域 見慣れた風景と出会いなおす」額 賀美紗子・芝野淳一・三浦綾希子『移民から教育を考える』第 7章,pp.105-116.ナカニシヤ出版
- ・公益社団法人日本語教育学会・文部科学省委託事業成果活用特別委員会・外国人児童生徒等を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業(2017~2019 年度文部科学省委託)「KNiT knot-net」https://mo-mo-pro.com/report
- ・国土交通省(2006)「平成 18 年度国土施策創発調査報告 書」

https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/souhatu/h18seika/0 4kitakantou/04_03honpen2.pdf

- ・清水裕士 (2016)「フリーの統計分析ソフト HAD:機能の紹介と統計学習・教育、研究実践における利用方法の提案」『メディア・情報・コミュニケーション研究』第1巻 pp.59-73
- · 総務省統計局(2015)「平成 27 年度国勢調査」 https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon1/pdf /gaiyou1.pdf
- ・総務省統計局「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

https://www.e-stat.go.jp/stat-

search/files?page=1&toukei=00400305&tstat=0000010167 61

- ・中川祐治・足立祐子・内海由美子・土屋千尋・松岡洋子 (2015) 「外国人散在地域における「特別の教育課程」による日本語 指導」『福島大学地域創造』第 26 巻 第 2 号,pp.49-61.
- ・中村琢・今井亜湖・田中伸 (2018)「国立大学教員養成系学部における外国人児童生徒のための教育」『岐阜大学カリキュラム開発研究』vol34,no.1,pp.34-40.
- ・野澤一博(2016)「大学の地域連携と活動領域と課題」『産 学連携学』第 13 巻 1 号, pp.1-8.
- ・浜田麻里・金田智子・市瀬智紀・河野俊之・齋藤ひろみ (2020)「外国人児童生徒等教育を教員養成に位置づける— 文部科学省委託全国調査の結果から—」『日本教師教育学会第 30回研究大会』配布資料
- ・浜田麻里・松本一子(2017)「外国人児童生徒に対する学習支援-集住地域と分散地域を比較しつつー」『都市問題』 第 108 巻第 9 号 pp.10·14.
- ・三重大学 (2020)「外国人児童生徒への理解と指導力を育てる教員養成カリキュラムの検証と再構築成果報告書 (2019年度文部科学省「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」)」

https://www.mext.go.jp/content/20201020mxt_kyoikujinzai 01-000007916-36.pdf

- ・宮崎里司(2008)「北関東圏の外国人集住地域における課題・国交省による基礎調査及び地域環境調査から」『早稲田日本語教育学』(2), pp.1-14.
- ・文部科学省(2019)「平成31年4月1日現在の教員免許を 取得できる大学」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1286 948.htm

・文部科学省(2019)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」の結果について」

 $https://www.mext.go.jp/content/1421569_002.pdf$

・文部科学省・外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識 者会議 (2020)「外国人児童生徒等の教育の充実について (報告)」

 $https://www.mext.go.jp/content/20200528-mxt_kyousei01-000006118-01.pdf$

・文部科学省・高等学校における日本語指導の在り方に関する検討会議 (2021)「高等学校における日本語指導の制度化及び充実方策について」

 $https://www.mext.go.jp/content/20211013‐mxt_kyokoku-000018412_02.pdf$

(以上、2021年11月20日参照)